

議第20号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項各号列記以外の部分」の右に「(同法第26条前段において準用する場合を含む。)」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分(同法第26条前段において準用する場合を含む。)」に改める。

第30条第1項第2号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第39号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条第2項に基づき条例で定める事務に係る情報提供等の記録に関し必要な事項を定める等の必要があるので提案する。